

京都地方税機構規約の変更について

1 概要

令和 8 年度税制改正において自動車税及び軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、京都地方税機構規約第 4 条において広域連合の処理する事務となっている当該税目の申告受付等について、規約の一部を変更します。

2 規約の主な変更内容

環境性能割の廃止及び軽自動車種別割の文言修正に伴う所要の改正（第 4 条第 2 号）

- ・ 令和 8 年 3 月 3 1 日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、「環境性能割」に関する事務を削除
- ・ 軽自動車税種別割から軽自動車税に変更されたことにより「種別割」の文言を削除。
- ・ 引用法令の条項ずれの修正

3 軽自動車税課税事務に係る規約変更の経過

施行日	変更の内容
平成 2 8 年 2 月 5 日	軽自動車税課税事務の共同化
令和元年 8 月 2 日	「環境性能割」及び「種別割」に関する規定を追加
令和 8 年	「環境性能割」に関する事務及び文言、「種別割」の文言を削除

4 今後の予定

令和 8 年 7 月頃 京都地方税機構より総務大臣に規約変更申請予定
8 月頃 京都地方税機構議会に広域計画の変更議案を提案予定